令和８年第３回定例会議案審査特別委員会会議録

令和８年９月２日　午後１時２６分　開　会

出　席　委　員

委員長	櫻井健一
副委員長	服部栄一
委員	矢口龍人
委員	佐藤文雄
委員	小座野定信
委員	岡﨑勉
委員	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	小倉博
委員	久松公生
委員	鈴木貞行
委員	石澤正広
委員	鈴木更司
委員	塚本直樹
委員	井出有史

欠　席　委　員

なし

出　席　説　明　者

市長	金子敏明
副市長	飯塚一政
総務企画部長	仲澤勤
市民部長	岩井雄一郎
保健福祉部長	羽成英明
産業経済部長	横田茂
都市建設部長	篠﨑政彦
教育部長	斎藤隆男
消防長	町島修
消防本部次長	立花秀男
経営企画課長	木村勇介
環境防災課長	神野厚
地域コミュニティ課長	山口由晃

市民課長	檜山宏美
介護長寿課長	谷中博文
子育て支援課長	関　克明
国保年金課長	豊﨑伴之
農林水産課長	永田昌之
道路課長	酒井　宏
上下水道課長	瀧ケ﨑卓也
学校教育課長	由波大樹
監査委員事務局長	山本好徳
消防総務課長	藤井秀之
消防総務課企画監	磯山健史
警防課長	佐藤伸昭

出席書記名

総務課主査	山内文也
生涯学習課主査	小池代樹
議会総務課係長	鈴木利広
議会総務課主任	川原場　智

議　事　日　程

令和８年９月２日（水曜日）午後１時２６分　開　会

１．市長あいさつ
２．議案等の審査
（１）　議案第５０号　かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
（２）　議案第５１号　かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
（３）　議案第５２号　かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
（４）　議案第５３号　令和８年度かすみがうら市一般会計補正予算（第２号）
（５）　議案第５４号　令和８年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
（６）　議案第５５号　令和８年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第１号）
（７）　議案第５６号　令和８年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第１号）
（８）　議案第６３号　石岡地方斎場組合規約の変更について
（９）　議案第６４号　湖北環境衛生組合の解散について
（10）　議案第６５号　湖北環境衛生組合の解散に伴う財産処分について

開　会　　午後　１時２６分

○櫻井健一委員長
皆さん、こんにちは。
ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
それでは、ただいまから令和８年第３回定例会議案審査特別委員会を開きます。
次に、書記を追加して指名いたします。
総務課、山内文也君、生涯学習課、小池代樹君、以上２名を追加して指名いたします。
本日市長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。
○市長（金子敏明君）
本日は、令和８年第３回定例会議案審査特別委員会、大変ご苦労さまでございます。
このたびご審査いただく議案は全部で10件であり、内訳は条例に関する議案が３件、予算に関する議案が４件、その他の議案が３件でございます。
つきましては、担当部長からご説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。
○櫻井健一委員長
ありがとうございました。
ここで市長は退席となります。
ここで暫時休憩します。　［午後　１時２７分］
○櫻井健一委員長
会議を再開いたします。　［午後　１時２８分］
なお、議案審査関係資料につきましては、お手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。
ここで、執行部に申し上げます。
議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。
議案集及び議案概要書等は、説明ページ番号を言ってから説明をされますようお願い申し上げます。
また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけではなく、簡潔な説明

と答弁をお願い申し上げます。
　また、議員からの質問につきましても、私見や主観を交えず、簡潔で明確な質問としていただきますようお願いいたします。
　それでは、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。
　初めに、議案第51号　かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
　総務企画部から特に補足説明等はございませんか。
○総務企画部長（仲澤　勤君）
　それでは、経営企画課木村課長のほうからご説明いたします。よろしくお願いします。
○経営企画課長（木村勇介君）
　それでは、議案第51号　かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、補足といたしましてご説明をさせていただきます。
　お手元、議案集14ページをお開きください。
　また、議案概要書につきましては、６ページをお願いします。
　本改正につきましては、内部統制の明確化を図るための組織の再編でありまして、組織数といたしましては現行の８部局から変更はございませんが、管理部門である総務企画部を市長公室と総務部に再編し、会計事務局から契約、検査部門を分割し、財政部門と統合を図るため、会計事務局を廃止するものでございます。
　条例の施行期日は、令和８年10月１日を予定しております。
　説明につきましては、以上です。
○櫻井健一委員長
　以上で説明が終わりました。
　それでは、経営企画課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
○佐藤文雄委員
　この概要書に、多様化する政策課題に的確に対応というふうにありますよね。総務企画部では、内部統制機能の明確化が図られなかったというように捉えられると思うんですが、何か問題があったのか、弊害なんかがありましたら教えていただけますか。
○経営企画課長（木村勇介君）
　現行、総務企画部で財政部門、企画部門、人事部門を所管しておりまして、１局に政策課題を解決するための業務が集中していたということで、内部でお互いに牽制をし、よりよい政策実現のために財政部門を総務部に配置することによって力の均衡を図るというような改正でございます。
○佐藤文雄委員
　会計監査の方から指摘をされたのかなというふうに思うんですね。財政と企画を分けると。そういった意味では、そういう点では総務部というのをきちんと設けるということですから、今回は問題ないと思うんですが、何か弊害があったのかどうかということについては、これまでの中で弊害なんかはなかったんですか。
○経営企画課長（木村勇介君）
　弊害といいますか、今の現状の組織に再編するに当たっては、行政のスリム化を図るという目的で財政、企画、人事と一緒にしたんですが、弊害というよりかは、より政策の実現を図るために改編すると。弊害という弊害はないと思います。

○佐藤文雄委員
　いろいろあると思いますが、あと、監査委員のほうから次のイのほう、議案概要書２のほうですけれども、会計管理者は公正な会計事務を行うために予算執行の命令機関と出納機関を分離する役割を担っていると。本市の業務組織は、予算執行の命令機関、契約係と出納機関、いわゆる会計課ですね。それが兼務する組織になっているよと、これは法令の趣旨に反して速やかな訂正が必要だというふうに指摘されたんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。
○経営企画課長（木村勇介君）
　お答えいたします。
　佐藤委員おっしゃるとおり、監査委員のほうから指摘がありまして、出納事務と市長が行う契約事務、こちらを分離するということで、速やかな組織の再編を図ったということでございます。
○櫻井健一委員長
　ほかに質問はございませんか。
○櫻井繁行委員
　ちょっと確認ですけれども、議会運営委員会の中でも協議をした議案第51号ですけれども、組織条例の一部改正ということで、上位法に倣って市議会の会議規則も改正が必要になるということになると思うんですが、そういったことで委員会発議によって市議会の会議規則の改正も行っていくということで理解していればよろしいですか。
○経営企画課長（木村勇介君）
　櫻井繁行委員おっしゃるとおりでございます。
○櫻井繁行委員
　市議会の定例会の議会最終日に議会運営委員会のほうで委員会発議という形で、慣例に倣って提出をさせていただきますので、その節には委員会の委員の皆様にもよろしくお願いしたいと思います。
○櫻井健一委員長
　ほかに質問はございませんか。
○設楽健夫委員
　会計管理の件ですけれども、地方自治法第168条に会計管理者の１人を置くと。会計管理者は地方公共団体の長の補助機関で職員のうちから普通地方公共団体の長が命じるというふうにありますね。その等級は、部長と同じ９級ですよね。それで、本市の、これ前々からそうなんですけれども、会計課（会計管理者）という記載になっていますけれども、これは法律上からすると、ほかの地方公共団体を含めてどういうふうな比較をされたことがあるとすれば、その辺の説明をお願いしたい。
○経営企画課長（木村勇介君）
　お答えいたします。
　設楽委員おっしゃるとおり、会計管理者は地方自治法で市の補助機関として設置しなければならないものです。その会計管理者の等級に関しましては法律上の規定はございませんで、各市の実情に合わせて等級を設定するということでございます。現行、会計管理者は７級、部長級に位置しておりますけれども、契約部門、入札部門が分離されるということで、会計事務局を廃止して単独の会計課として設置するものですから、予定といたしましては６級ということになろうかと思います。
○設楽健夫委員
　地方自治法第168条では、普通地方公共団体の長が命じるというふうな記載がありますけれども、この条例からすると「会計管理者（本市とは別に会計課）」、あるいは「会計担当」というふうな形の記載

になるような気がするんですけれども、この辺、ちょっと説明していただけませんか。
○経営企画課長（木村勇介君）
　設楽委員おっしゃるとおり、会計管理者は各自治体に必ず置かなければなりません。市長が会計管理者を任命して、なおかつ市の職として会計課長を併任という形になろうかと思いますが、会計管理者兼会計課長ということになろうかと思います。
○櫻井健一委員長
　ほかに質問等ございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井健一委員長
　質疑を終結いたします。
　これより討論を行います。
　討論はございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井健一委員長
　討論を終結いたします。
　それでは、採決いたします。
　本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井健一委員長
　異議なしと認めます。
　よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
　次に、議案第53号　令和８年度かすみがうら市一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。
　ここで、委員各位に申し上げます。
　本案につきましては、多数の部署に係る議案であるため、各部署への質疑を行い、本日審査予定の市民部環境防災課の所管に関わる部分の質疑が終わった後に、討論並びに採決をすることといたします。
　総務企画部の所管に関わる部分を議題といたします。
　総務企画部から特に補足説明等はございませんか。
○総務企画部長（仲澤　勤君）
　議案第53号、経営企画課に係る部分について木村課長のほうからご説明いたします。
○櫻井健一委員長
　それでは、説明を求めます。
○経営企画課長（木村勇介君）
　それでは、議案第53号　令和８年度かすみがうら市一般会計補正予算（第２号）のうち本課所管の部分につきましてご説明をさせていただきます。
　お手元、議案集24ページをお開きください。
　第４表、債務負担行為補正でございます。今回の補正で追加となりますのは、企業版ふるさと納税マッチング手数料として、令和８年度から令和９年度までの期間について1232万円を計上するものでございます。
　内容につきましては、コミュニティバスの車両寄附に当たり、マッチング支援企業に22％の手数料を支払うものでございます。

次に、歳入につきましてご説明をさせていただきます。

議案集29ページをお開きください。

上から２段目、15款２項１目総務費国庫補助金、重点支援地方交付金1859万1000円でございます。これは、令和８年６月の国の補正予算によりまして、物価高騰などの対策経費として交付されるもので、本市では水道料金の１か月無料化に活用するものでございます。

次に、ページ最下段、22款の市債でございます。民間認定こども園整備事業債を380万円増額し、5360万円、市道整備事業債を1560万円増額し、３億4910万円、消防庁舎移転事業債を１億1890万円増額し、８億9560万円。

最後に、牛渡地内県単急傾斜地崩壊対策事業債を100万円増額し、600万円とするものでございます。

次に、歳出につきましてご説明をさせていただきます。議案集30ページをお開きください。

また、議案概要書につきましては、11ページのナンバー１をご覧いただきたいと思います。

上段にございます２款１項６目企画調整に要する経費中、サイン修正業務委託といたしまして35万8000円を計上するものでございます。こちらは、やまゆり保育所が４月から廃止になったことに伴い、市内のサイン標識に必要な修正を行うものでございます。

次に、国庫補助金等返還金93万9000円でございます。令和２年度に新型コロナウイルス対策として実施した信用保証料の補助について市に返還があったことから同額を国に返還するものでございます。

説明につきましては以上です。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

経営企画課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

債務負担行為の補正のところをお伺いしたいんですけれども、1232万円の債務負担行為の補正というご説明がございましたけれども、これ今、全国的に非常に手数料が高いというか、中間サイトがあってのことなんでしょうけれども、茨城県内の手数料だけでも42億円超えているようなお話が、たしか７月27日の茨城新聞のほうにも掲載がありましたよね。

そういった中で、2024年度の指標なんでしょうけれども、茨城町のほうが一番手数料が割合高くて、茨城町が３億4900万円で手数料5919万円、手数料が17％という数値が出ているんですけれども、今ご説明いただいた課長からのご説明だと22％の手数料なので、何か、かすみがうら市の手数料が相当高いのかな、なんていうふうに感じてしまったんですが、ご説明いただいてよろしいですか。

○経営企画課長（木村勇介君）

お答えいたします。

櫻井繁行委員おっしゃるとおり、今回のコミュニティバスにつきましては、車両価格が5600万円というものを寄附で頂くということで、全国に仲介業者がおりまして、各市町村がそれら仲介事業者に支払う手数料はまちまちでございます。今回紹介があった事業者に関しては22％ということで、確かに委員おっしゃるとおり高いんですけれども、5600万円のバスを別の寄附で頂けるものでございます。

○櫻井健一委員長

ほかに。

○櫻井繁行委員

もちろん非常にふるさと納税を活用して全額買うよりは、手数料だけで済むということは、費用対効果とすればありがたいお話なんでしょうけれども、これから今回の定例会では令和７年度の決算も始ま

るので、もちろんふるさと納税のほうの手数料なんかも全て出てくるでしょうから、またその辺のところも注意して見させていただきたいと思います。
　分かりました。以上です。
○櫻井健一委員長
　ほかに質疑等はございませんか。
○佐藤文雄委員
　物価高騰対策の重点支援地方交付金なんですが、これは残金があったということですか。
○経営企画課長（木村勇介君）
　お答えいたします。
　令和７年度にも重点支援地方交付金は国から交付されるということで、現在、商品券などを配付しておりますが、それに余りがあったということではございませんで、新たに令和８年６月に国の補正予算で各自治体宛てに交付される額が決定したと。その額の規模を踏まえまして、今回新たに１か月の水道料金の無償化をするというものでございます。
○佐藤文雄委員
　皆さんに5,000円ずつ配ったものとか、もろもろあります。あれは、令和７年度の補正予算。令和８年度の補正予算は、そういう意味では少ないと思うんですが、こんなもんなんですか。
○経営企画課長（木村勇介君）
　令和７年度の補正に比べると、金額としては少ないと。今後あるかどうかは明言できませんが、今年度も税収が上がるとか、あとは国の政策的な意向で大きい規模の交付金があることも可能性はあるかなと思います。
　今回６月の補正ということで、規模はかなり小さいものになっているというものでございます。
○櫻井健一委員長
　ほかにございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井健一委員長
　それでは、質疑を終結いたします。
　次に、議案第53号のうち、産業経済部の所管に係る部分を議題といたします。
　産業経済部から特に補足説明等はございませんか。
○産業経済部長（横田　茂君）
　農林水産課長のほうからご説明させていただきます。
○櫻井健一委員長
　それでは、説明を求めます。
○農林水産課長（永田昌之君）
　それでは、議案第53号のうち、農林水産課所管に係る部分につきましてご説明させていただきます。
　なお、今回の補正予算につきましては、県の補助事業、儲かる産地支援事業費補助金で、栗の生産を行う生産組合からの要望、県の採択を受けたことから補正をさせていただくものでございます。
　まず初めに、歳入についてでございます。
　お手元の資料、議案集の29ページをお開きください。
　４段目、16款２項４目農林水産業費県補助金でございます。儲かる産地支援事業費補助金といたしまして、事業費の３分の１、88万円が県費として補助されるものでございます。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。

議案集、お手元の資料31ページをお開きください。議案概要書はタブレット端末10ページ、上から４段目のナンバー８になります。議案集は中段になります。

５款１項３目農業振興費、右の説明欄01農業振興事業、0102園芸振興に要する経費の増額でございます。内容といたしましては、18節負担金、補助及び交付金で、栗の生産農家で構成する組合が栗燻蒸庫を導入し、高品質な栗の安定供給と販売単価の向上、産地の信頼性及び生産者の経営基盤の強化を図るものでございます。

財源につきましては､歳入の県補助金88万円の充当と合わせまして､市の上乗せ補助といたしまして、事業費の６分の１、44万円を合わせて132万円を増額させていただく内容でございます。

説明については以上でございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

栗の組合のほうに補助を出すということですか。確認です。

○農林水産課長（永田昌之君）

お答えいたします。

こちら県の補助事業の要件といたしまして、受益農家の３戸以上の申請となりますので、栗の農家３戸で組合をつくりました栗の生産組合からの今回申請になってございます。

以上でございます。

○佐藤文雄委員

儲かる農業ということで儲かるためにやるんだろうと思うんですが、具体的にこの補助金はどのような形で使う予定で申請がされたのか教えていただけますか。

○農林水産課長（永田昌之君）

お答えいたします。

こちらは、今まで栗の個別の農家が外部委託に頼っていた防除工程を今回の生産組織内で確立することで、収穫から出荷までのリードタイムを大幅に短縮するため、３つの農家で組合をつくって申請に至ったものでございます。

○櫻井健一委員長

ほかに質問等ございませんか。

○設楽健夫委員

３戸以上の栗組合というのは、全部で何グループあったんですか。

○農林水産課長（永田昌之君）

今回の申請に伴います組合につきましては、３戸の農家が構成している組合でございます。

○設楽健夫委員

この３戸でつくった組合、１つに対する補助になるということですか。

○農林水産課長（永田昌之君）

設楽委員のおっしゃるとおりでございます。

○櫻井健一委員長

ほかに質問等ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

質問を終結いたします。

次に、議案第53号のうち、都市建設部の所管に係る部分を議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等ございませんか。

○都市建設部長（篠﨑政彦君）

道路課所管の補正予算につきまして、道路課、酒井課長からご説明を申し上げます。よろしくお願いします。

○道路課長（酒井　宏君）

道路課、酒井です。よろしくお願いします。

議案第53号　令和８年度かすみがうら市一般会計補正予算、繰越明許費についてご説明いたします。

議案集の23ページをご覧ください。

第３表、繰越明許費、７款２項（仮称）千代田ＰＡスマートＩＣ関連事業に要する経費、繰越額は１億2000万円となります。内訳としましては、地盤改良工事として当初予算に8500万円を計上しておりましたが、この後補正予算でご説明いたしますとおり、資材費及び労務単価の高騰により3500万円の増額補正をお願いしまして、地盤改良工事費、合計で１億2000万円となります。

次に、繰越理由についてご説明いたします。

地盤改良工事予定地内にあります電柱の移設が遅れていることから、地盤改良工事を年度内に完成させるために必要な標準工期を確保することができないため、工事費の繰越しをお願いするものでございます。

繰越明許費の説明については以上となります。

続きまして、補正予算の歳入についてご説明いたします。

議案集29ページをご覧ください。

15款２項６目１節土木費国庫補助金、説明欄、ＩＣアクセス道路補助金1750万円の増額補正となります。理由といたしましては、資材費及び労務単価の高騰により工事費が増額となっていることから、交付金の増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、補正予算の歳出についてご説明いたします。議案集は31ページ、議案概要書は10ページをご覧ください。

７款２項１目､01道路維持管理事業､0101道路維持管理に要する経費3600万円の増額補正となります。

主な理由といたしましては、修繕などで使用する資材費及び労務単価の高騰により工事費が増加となっていることから、増額補正をお願いするものでございます。

次に、その下、７款２項２目、01市道整備事業、0102（仮称）千代田ＰＡスマートＩＣ関連事業に要する経費3500万円の増額補正となります。先ほど繰越明許費でご説明いたしました内容と同じですが、改良工事で使用する資材費及び労務単価の高騰により、工事費が増加となっていることから増額補正をお願いするものでございます。

道路課の補正予算についての説明は以上となります。

○櫻井健一委員長

説明が終わりました。

それでは、道路課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

地盤改良ということは、最初から地盤改良をせざるを得ない場所だということは分かっていたんでしょうか。
○道路課長（酒井　宏君）
去年、地質調査をしまして、ここの地盤が弱いということが判明しましたので、それに伴った地盤改良工事となります。
○佐藤文雄委員
去年というのは、いつですか。
○道路課長（酒井　宏君）
失礼しました。令和７年度ではなく令和６年度に調査をしました結果に基づいての工事となります。
○佐藤文雄委員
令和６年度だったら、この中で予算を最初から取っていれば、ちょっと遅れたということなんですか。
○道路課長（酒井　宏君）
昨年度より、東電と電柱施設についての協議を進めていたんですけれども、昨年度２回、今年度も３回、東電と協議をしてまいりましたが、明確な移設する時期がお答えしていただけませんでしたので、繰越しということでお願いするものでございます。
○佐藤文雄委員
地盤改良の話をしたんだよ。令和６年度には分かっていたんでしょう。執行するのに遅くなったということですか。
○道路課長（酒井　宏君）
令和６年度に調査をしまして、それが判明して、その後設計等準備をしてまいりまして、今年度工事を発注するということになります。
○矢口龍人委員
これ上下線、どちらなんですか。
○道路課長（酒井　宏君）
上り線のほうになります。
○矢口龍人委員
上り線というと、要するに長いほうですね。
○道路課長（酒井　宏君）
委員おっしゃるとおり、農協の付近です。
○佐藤文雄委員
資材が高騰したということで、道路維持の修繕料とか草刈り委託なんかがかなり増えたかなと思うんですが、当初予算を調べたら5000万円だったんですよね。それが1500万円で6500万円。草刈りのほうについては、当初予算が6500万円で1800万円追加になって8300万円というふうになっているように思うんですが、ちょっとここら辺教えていただけますか。増額が非常に大きいかなと思ったので、教えてください。
○道路課長（酒井　宏君）
道路維持補修のほうなんですけれども、主に道路の補修、アスファルトの修繕なんかを主に行っているんですけれども、アスファルトの値段が４月当初から現在まで大体３割ぐらい上がってしまいまして、それに伴って当初予算額に大体３割増ということで、こちらの計算になります。
あと、草刈り業務につきましては、毎年２回ほど草刈り業務を行っておりますが、２回目のほうは面

積を減らしての発注をしておりました。近年、草刈りに対する要望が多いこともありまして、１回目と２回目の刈取り面積を同面積にして、２回目を発注したいと思いまして、増額のお願いをするものでございます。

○佐藤文雄委員

草刈りのほうなので、やっぱり草刈りは私も頼もうかなと思っているところがあるんですよね。ちょうどそういう場所がかなり多いんですよね。ですから、２回目は少なくしていたと。それが今度は今までよりやる面積を広くして、今回1800万円に増額ということですので、改善されるというふうに考えてよろしいですかね。

○道路課長（酒井　宏君）

佐藤委員のおっしゃるとおりです。

○櫻井健一委員長

ほかに質問等ございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第56号　令和８年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（篠﨑政彦君）

上下水道課、瀧ケ﨑課長からご説明を申し上げます。よろしくお願いします。

○上下水道課長（瀧ケ﨑卓也君）

それでは、議案第56号　令和８年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第１号）について説明いたします。

内容につきましては、これまで物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用して、４月から８月までの５か月分相当の基本料金を減免しております。今回、さらに水道料金１か月分の基本料金を減免するための補正となります。

財源につきましては、一般会計補助金を充当して実施するものでございます。

時期につきましては、11月請求分の基本料金減免を予定しているところでございます。

説明は以上となります。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、上下水道課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、発言をお願いします。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議案第54号　令和８年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

国保年金課、豊﨑課長から説明いたします。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○国保年金課長（豊﨑伴之君）

それでは、議案第54号　令和８年度後期高齢者医療特別会計補正予算について説明いたします。

議案概要書は13ページ、議案集は34ページから40ページとなります。

今回の補正は、歳入歳出予算額にそれぞれ209万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億7989万4000円とするものです。

最初に歳出から申し上げます。議案集の40ページになります。

３款諸支出金、１項１目22節の保険料還付金としまして、当初予算において100万円を予算措置しておりましたが、不足が発生しているため209万4000円を増額するものでございます。

この額につきましては、昨年度、令和７年度の還付請求の支払いの執行状況を踏まえるとともに、昨年度の決算において309万3700円の還付未済額が発生しているため、これを受け当初予算との差額を増額するものでございます。

また、この還付金の財源は、茨城県後期高齢者医療広域連合に請求することになりますので、議案集39ページの歳入のほうに５款諸収入、１項１目１節の保険料還付金に歳出と同額の209万4000円を増額することとしております。

説明は以上でございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

よく分からないんですが、この保険料の還付金が不足したということなんですが、それは広域連合から収入をするということなんですが、もうちょっと詳しく具体的に教えていただけませんか。

○国保年金課長（豊﨑伴之君）

後期高齢者医療の保険料につきましては、被保険者から納付いただいて、それを財源として事業費の納付金として広域連合に納める仕組みになっています。ですので、保険料の還付が発生した場合には、保険料が財源となって納めていますので、納め過ぎた分を広域連合から返してもらうという仕組みになります。

○佐藤文雄委員

納め過ぎたんですかね。

○国保年金課長（豊﨑伴之君）
保険料を納め過ぎたというか、徴収し過ぎたというのが正しい言い方だと思います。死亡とかがありまして、年金の受給月などですと引かれてしまいますので、その分も広域連合に納めていますから、それを戻してもらって、該当者にお返しするという流れになります。
○櫻井健一委員長
ほかにございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井健一委員長
質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論はございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井健一委員長
討論を終結いたします。
それでは、採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井健一委員長
異議なしと認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決するものと決定いたしました。
次に、議案第53号のうち保健福祉部の所管に関わる部分を議題といたします。
保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。
○保健福祉部長（羽成英明君）
説明につきましては、子育て支援課、関課長、介護長寿課、谷中課長、それぞれから説明をさせていただきます。
○櫻井健一委員長
それでは、説明を求めます。
○子育て支援課長（関　克明君）
それでは、子育て支援課所管の補正予算につきましてご説明いたします。
議案概要書は10ページ、議案集29ページをお願いいたします。
初めに、歳入になります。
15款１項１目２節児童福祉費負担金732万5000円、内容は、子どものための教育・保育給付費負担金、市から施設型給付や地域型保育給付の認定を受けた子どもが民間保育園等に入所した場合に支払われる費用に対する国負担分を増額するものでございます。負担割合は２分の１でございます。
次に、２項２目２節児童福祉費補助金890万円、内容は就学前教育・保育施設整備交付金、保育施設園舎改築工事に係る国の要綱改正により、基準額の単価改正により増額するものでございます。負担割合２分の１でございます。
さらに、16款１項１目２節児童福祉費負担金366万2000円、子どものための教育・保育給付費負担金、市から施設型給付や地域型保育給付の認定を受けた子どもが、民間保育園等に入所した場合に支払われる費用に対する県の負担分を増額するものでございます。負担割合４分の１でございます。

歳入については以上でございます。
続いて、歳出になります。
議案集30ページをお願いします。
中段になります。３款２項３目02保育所維持管理事業、0202わかぐり保育所管理運営に要する経費989万2000円、１節から８節まででございます。内容は、児童数の増加により保育所運営に必要な保育士に不足が生じたため、会計年度任用職員を雇用したことにより増額するものでございます。
それから、４目児童福祉施設費、01児童福祉施設維持管理事業、0102認定こども園等に要する経費1335万円、18節就学前教育・保育施設整備交付金、内容は、保育施設園舎改築工事に係る国の要綱改正に伴う基準額の単価改正により増額するものでございます。
それから、0103家庭的保育等に要する経費、18節保育緊急対策事業補助金36万円、保育士等の確保対策を実施する市内の民間保育所等に対し、常勤の保育士等の雇用に要する人件費の上乗せとして月額１万5000円の補助金を要する経費において、児童数の増加により新たに保育士を雇用したことから不足が見込まれるため増額するものでございます。
議案集31ページをお願いいたします。
上段になります。19節民間地域型（市内）給付費1204万円、内容は、市から保育認定を受けた子どもが市内の地域型保育事業を行う保育施設を利用した際に、当該施設に対して支払う費用で、児童数が増加したことから不足が見込まれるため増額するものでございます。
それから、民間地域型（広域）給付費261万1000円、市から保育認定を受けた子どもが市外の地域型保育事業を行う保育施設を利用した際に、当該施設に対して支払う費用で、児童数が増加したことから不足が見込まれるため増額をするものでございます。
説明は以上です。
○櫻井健一委員長
以上で説明が終わりました。
それでは、子育て支援課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、発言をお願いします。
○佐藤文雄委員
保育士さんが、これは何名ですか。
○子育て支援課長（関　克明君）
保育士を雇用したのは、保育士が３名、保育補助が１名、計４名の雇用をしてございます。
○佐藤文雄委員
これ、わかぐり保育所ですよね。子どもが増えたということですから、３名プラス１名の保育士が増えているということになると、結構増えていますよね。大体どれぐらいの人数になりますか。
○子育て支援課長（関　克明君）
わかぐり保育所の入所児童につきましては、４月の年度当初が46名、８月で51名で５名の増となってございます。
○佐藤文雄委員
５名の増で保育士３名プラス１名なんですか。
○子育て支援課長（関　克明君）
５名の増なんですが、この５名の中には重い病気の子どもがおりまして、医療的配慮を要する児童ですとか、身体の障害がある児童がおりましたので、多めに今回雇用したというような内容でございます。
○佐藤文雄委員

そういうことでは、１対１、保育士１に対して幼児１というぐらいの対応しなければいけない子どもということで、この人数になったということですね。
○子育て支援課長（関　克明君）
委員のおっしゃるとおりでございます。
○佐藤文雄委員
それから、認定こども園に対する経費ですけれども、これどこの認定こども園なんでしょうか。
○子育て支援課長（関　克明君）
今回の施設整備につきましては、宍倉にございます「くりのみ自然幼稚園」でございます。
○佐藤文雄委員
それから、民間の地域型、いわゆる就学前の保育施設整備交付金ということも増えたということなので、一応人数のお話をしていただきたいと思うんです。市内が何人で、市外が何人ということで教えていただけますか。
○子育て支援課長（関　克明君）
市内の給付費の部分につきましては、４名増となってございます。また、広域給付の部分につきましては１名の増ということになってございます。
○佐藤文雄委員
広域のほう、１名増で261万1000円増になっていますが、これは保育士１人に対して１万5000円でしたか、その分が支給される。261万1000円というのは、どういう内訳になるんですか。
○子育て支援課長（関　克明君）
この261万1000円でございますけれども、これは１名増ということでございますが、公定価格などを考慮して毎月の１名分の積算をしまして、年間分で計算をした場合に261万1000円増額になるというような内容でございます。
○櫻井健一委員長
ほかにございますか。
○佐藤文雄委員
年間で261万1000円、これは１人の保育士ですか。この対象の子どものほうですか。保育士ですか。子どもであれば、年間261万1000円ということは、保育料の無料化に関わってくるのかなと思うんですが、もうちょっと教えてくれますか。
○子育て支援課長（関　克明君）
委員がおっしゃっています保育士のほうの緊急対策の１万5000円とは切り離していただきまして、こちらは児童に対する年間分の市からこの施設に支払う給付費、委託料の内容でございます。
○佐藤文雄委員
これ、当初予算がどれぐらいで、対象児童数、乳幼児児童数が何人で、結果的に今回はプラス１名ということになっているので、全体が分からないと、あと公定価格、公定価格だと１人当たりの公定価格は幾らですよというのが分からないと、積算根拠がよく分からないですよね。
今、２種類、分かりにくかったので、民間のほうの地域型も含めて市内も含めて、その分の内訳を後でもいいですから出していただけませんか。
○子育て支援課長（関　克明君）
計算のほうが複雑なものですから、後日資料を作成しまして提出させていただきます。
○櫻井健一委員長

ほかに質問はございませんか。
○櫻井繁行委員
課長、今の佐藤委員の関連の質問の答弁だと、補正を組んで何がしのこの数字が出ていますけれども、計算根拠が複雑なのでというお話がありますけれども、そうなっちゃうと、何のために補正予算を僕らは審議しているのかという話になってしまうので、複雑とはいっても参考資料としてそういうものをしっかり用意しておくのが普通じゃないのかなと思うんですけれども、そんなことはないんですかね。
○子育て支援課長（関　克明君）
申し訳ございません。今後につきましては、このようなことがないように対応してまいります。
○櫻井繁行委員
しっかり取り組んでいただいていて、子どもたちの数が増えて、その分保育士たちの処遇改善を図るとか、そういったことはしっかり、かすみがうら市も取り組んでいかなければいけないのは、どの委員も、もちろん私も含めて非常に大事なことだと思っていますから、かと言っても、こういうふうに補正を組んで市内の給付費と広域の給付費で1200万円と260万円とで1500万円弱の補正を組んでいるわけですから、ここの数字のエビデンスはしっかり出しておいてもらって、やはり参考資料として、それが今ここの段階で課長が説明できれば、よりベターだと思うんですけれども、それができないのであれば、やはりそういった予備知識として参考資料はやっぱり用意しておく必要があると思うので、今回は佐藤委員もその程度にするというお話でしたけれども、次回からはこのようなことがないようにしていただきたいと思いますが、いかがですか。
○子育て支援課長（関　克明君）
申し訳ございませんでした。そのように対応してまいります。
○櫻井健一委員長
ほかにございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井健一委員長
質疑を終結いたします。
続いて、説明を求めます。
なお、説明は簡潔にお願いします。
○介護長寿課長（谷中博文君）
それでは、議案第53号　令和８年度かすみがうら市一般会計補正予算（第２号）の介護長寿課所管分についてご説明申し上げます。
議案集は30ページ、議案概要書は９ページ、10ページをお願いいたします。
３款１項４目介護保険事業、01介護保険特別会計繰出に要する経費、27節の繰出金の30万8000円でございます。内容といたしましては、令和８年８月から介護保険報酬の改定に伴うシステム改修費でございまして、介護保険制度の運営に必要な事務費であることから、介護保険法に基づき、一般会計から事務繰入金として介護保険特別会計へ繰り入れるものでございます。
改正の内容といたしましては、介護保険施設における食材料費の高騰などを踏まえました食費と居住費の基準費用額並びに利用負担額の限度額の改定に対応するものでございます。
説明は以上となります。
○櫻井健一委員長
以上、説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第55号　令和８年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

介護長寿課、谷中課長から説明いたします。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○介護長寿課長（谷中博文君）

それでは、議案第55号　令和８年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

議案集は41ページから47ページ、議案概要書は14ページをお願いいたします。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ195万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ41億8015万円とするものでございます。

今回の補正内容は２点でございまして、１点目は、社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。介護保険の交付金につきましては、年度当初の見込みによる交付を受けまして、翌年度実績額が確定した時点で精算を行う仕組みとなっておりまして、令和７年度の実績が確定をし、既に交付いただいた額が実績額を上回ったことから返金をするものでございます。

返還金といたしましては、160万1934円となりまして、予算上としましては164万2000円を計上させていただいております。

また、財源につきましては、繰越金を充当するものでございます。

なお、国や県への返還金につきましては、金額が確定次第、補正予算で対応させていただきます。

２点目としまして、介護報酬改定に伴うシステムの改修費でございます。

改正の内容につきましては、先ほどご説明させていただいた内容でございまして、金額につきましては63万8000円でございますが、既に契約が済んでいる契約差金の33万円が充当できることから、今回の補正予算は30万8000円としております。

財源につきましては、一般会計からの事務費の繰入れにより対応するものでございます。

説明は以上となります。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

介護報酬の改定ということになると、国の制度の改定ですよね。ということは、システム改修が伴うのであれば、国のほうでもそういう負担があると思うんですが、国は負担しないんですか。

○介護長寿課長（谷中博文君）

確認をさせていただきましたところ、今回の改正には、国の費用というのはないということでございます。

○櫻井健一委員長
　ほかにございますか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井健一委員長
　質疑を終結いたします。
　これより討論を行います。
　討論はございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井健一委員長
　討論を終結いたします。
　それでは、採決いたします。
　本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井健一委員長
　異議なしと認めます。
　よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決するものと決定いたしました。
　暫時休憩します。　　［午後　２時２７分］
○櫻井健一委員長
　会議を再開いたします。　［午後　２時３５分］
　次に、議案第53号のうち、教育委員会の所管に関わる部分を議題といたします。
　教育委員会から特に補足説明等はございませんか。
○教育部長（斎藤隆男君）
　それでは、詳細につきまして学校教育課、由波課長より説明させていただきます。
○櫻井健一委員長
　説明を求めます。
○学校教育課長（由波大樹君）
　議案第53号　令和８年度かすみがうら市一般会計補正予算（第２号）のうち、学校教育課所管分についてご説明いたします。
　議案概要書には記載がございませんので、議案集の24ページをお開きいただきたいと思います。
　第４表債務負担行為補正でございます。表のうち、スクールバス運行業務について、今年度から令和９年度の期間について、２億9095万円を限度額として補正し、債務負担行為を設定するものでございます。
　内容としましては、現在スクールバスについては、運行期間が令和４年度から令和８年度までの長期継続契約を締結しており、併せて債務負担行為を設定しているところでございます。このたび、現行契約が今年度をもって満了となることから、令和９年４月からのスクールバス運行に向け、バス事業者が車両の用意や準備等に要する期間を確保するとともに、試行運転を行うことなどを考慮し、今年度中に運行業者の調達及び契約締結を行い、令和９年４月からスムーズに運行できるよう、今年度から令和９年度までの期間を設定するものでございます。
　なお、今年度までは長期契約継続を締結しておりましたけれども、今後霞ヶ浦南小学校と北小学校の統合を予定していること、また、運行ルートの見直しや利用人数変更等による中型バスから小型バスへ

の変更等の可能性を考慮したこと、また、物価高騰による適切な金額に基づく契約締結を想定したことなどの理由から、今年度は準備期間を含め令和９年度までの債務負担行為の補正となります。
説明は以上でございます。
○櫻井健一委員長
以上で説明が終わりました。
それでは、学校教育課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言を願います。
○小座野定信委員
再契約ということになると思うんですけれども、その契約に当たっての条件というのがまず１つ。以前の議会でも、私述べたように、ドライバーの年齢制限や健康状態、人間ドック、何年に一回の診断書の提出とか、あと運転免許証の確認とか、そういったことは契約内容に含まれておりますか。
○学校教育課長（由波大樹君）
多分そこまで詳細なものを仕様書に組み込んだことはございませんけれども、できる限り、運転手の健康状態とかそういったものを把握するために、提出の義務があるかどうかも含めて、なるべく盛り込めるような形では考えております。
○小座野定信委員
聞くところによりますと、市のほうでは１回当たりで１か月幾らという計算でしょうけれども、非常にドライバーの賃金が一般のドライバーに比べると非常に安いという話も聞いております。そういったところは、県の最低賃金1,136円、そういう賃金もあると思うんですけれども、そういったところの個人的な収入までは、市のほうでは口を挟めないと思うんですけれども、どういう見積り、どういう積算なのかということもご答弁いただければと思います。
○学校教育課長（由波大樹君）
今回の積算につきましては、まず令和９年度の歳入として、現在運行しているスクールバスから概算見積りを徴収してございます。それと、国交省が定めております一般貸切り旅客自動車運行料の運賃料金の変更についてというような通知もございまして、それに基づきまして自前積算という形で、あとは物価上昇等も考慮しまして、若干高めの設定では補正予算を債務負担行為として組んでいる状況でございます。
○小座野定信委員
多分使用するバスの運行年月なんですけれども、やはり通常一般乗用車だと減価償却が６年ということですよね。そうすると、スクールバスの場合、そういった許容範囲の年数というのは示されているんでしょうか。また、極端なことをいうと、15年乗ったバスをそのまま継続して市のほうで認めるのか。または、10年までの走行距離20万キロメートルとか25万キロメートルとか、そういう安全規程の規約等とかは入ってはいないんですか。
○学校教育課長（由波大樹君）
現在の仕様書の中には、そこまで細かい規程はないんですけれども、ただ、当然法定に基づいた形で減価償却なり、バスの距離ということも定めているところもございますので、それはしっかりこちらで管理しながら進めていきたいと思っております。
○小座野定信委員
やっぱり将来有望な市の宝、国の宝、子供たちを安心安全というものを担保に運行してもらっているわけですから、その辺しっかり業者のほうでも、もし万が一のことがあって最終的な責任は市のほうの車両管理というところにあると思いますので、十分に気をつけて、細かいそういった項目も契約の内容

に入れたほうが、市の万が一の事故に備えた安全面ということを考えると、やはり大事なことかなというふうに思います。よろしくお願いします。
○学校教育課長（由波大樹君）
しっかりと対処対応してまいりたいと思います。よろしくお願いします。
○櫻井健一委員長
ほかにございませんか。
○設楽健夫委員
最初の説明のときのこの積算費を含めて前提条件としての学校の統合とか、５、６点上げられましたよね。その前提をちょっと整理して、どこかで報告してもらえますか。ちょっと口頭で言われたんですけれども、その一つ一つの項目を前提にして積算し、そして見積書を出し、想定しているんでしょうけれども、その経緯がちょっと分からないので。
○学校教育課長（由波大樹君）
それでは、後日資料のほうを提出したいと思います。
○佐藤文雄委員
説明の中に、今の霞ヶ浦地区の南と北の小学校の統合ということを前提としてご発言していると思うんですよね。これ前提にして発言していいのかどうかですよね。
○学校教育課長（由波大樹君）
先ほど３つ申し上げた中で、最初にその統廃合の話をしましたが、その統廃合が前提というわけではなくて、３つを考慮したということです。まずは、最初に説明したとおり、南小学校と北小学校を１つと。もう一つとして、運行ルート見直し、また、人数の変更等によってバスが中型から小型に変更の可能性があるということ。あとは、物価高騰による適切な金額に基づく契約締結が当然想定されますので、これに対する順番は特に決まりはないんですけれども、この３つを考慮したということでご理解いただければと思います。
○佐藤文雄委員
想定した契約だというんですが、考慮と想定、具体的な数字というのは全部関連していると思うんだよね。統合ということは前提になっているような形になっちゃうんじゃないですか。だから、１ケース、２ケース、３ケースというふうにして見積りを出すというのなら分かりますけれども、そうじゃないわけでしょう。考慮して１つのケースで積算しているんじゃないですか。
○学校教育課長（由波大樹君）
今回は事業者から見積り徴収した内容ですけれども、今スクールバスは３事業者が運行しております。それぞれ３事業者ともルートは各小学校別なんですけれども、その３事業者が今運行しているほかの学校にも運行した場合も含めての概算見積りも頂いた中での積算という形で今回なってございますので、統合というよりは、ほかのエリアの事業者が運行した場合、幾らになるのかというところも概算見積りの中に含めて積算してございます。
○佐藤文雄委員
設楽委員が言ったとおりの資料を提出するということでお願いします。
○櫻井健一委員長
ほかに質問はございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第53号のうち消防本部の所管に関わる部分を議題といたします。

消防本部から特に補足説明等はございませんか。

○消防長（町島　修君）

議案第53号　一般会計補正予算のうち、消防に関わる部分につきまして消防総務課長、企画監、警防課長からそれぞれ補足説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○消防総務課長（藤井秀之君）

消防総務課の藤井と申します。よろしくお願いいたします。

消防総務課につきましては、消防庁舎整備工事を除く部分について、私のほうからご説明いたします。

議案集31ページをお開きください。議案概要書は12ページになります。

初めに、一番下の８款１項１目の常備消防に要する経費として、10節需用費、修繕料168万5000円につきましては、西消防署に配備しております消防ポンプ自動車について、車両の動力をポンプに切り替えるためのＰＴＯと呼ばれる装置が故障し、これを修繕するための経費でございます。

続きまして、14節工事請負費、防火水槽解体工事596万円につきましては、上稲吉地内に設置しております容量50立方メートルの防火水槽１基について、地権者の要望を受け解体撤去をするものでございます。

次に、議案集32ページをお開きください。

上から２段目、同じく２目非常備消防費の消防団運営に要する経費として、10節需用費、修繕料86万1000円につきましては、６月３日に発生しました台風６号の被害による消防団詰所第５分団第１部の屋根を修繕するための経費となります。

なお、消防ポンプ自動車のＰＴＯ修繕及び消防団詰所屋根修繕につきましては、本来議会の議決をいただいた上で予算を執行することが原則であると認識しておりますが、今回は消防車両の機能確保、詰所の安全確保のため、議決を待つことで消防活動への支障や被害の拡大が懸念されたことから、緊急的な対応として既定の修繕料、当初の予算がございますので、その範囲内で先行して修繕を実施させていただきました。その結果、当初予算で予定していたほかの修繕に必要な財源が不足することになったため、今回の補正予算により必要な予算を確保するものでございます。

私からの説明は以上となります。

引き続きまして、消防庁舎整備工事に係る部分について磯山企画監のほうからご説明をいたします。

○消防総務課企画監（磯山健史君）

消防総務課企画監の磯山です。

それでは、私のほうから消防庁舎整備に関する部分の説明をさせていただきます。

議案集は31ページ、議案概要書は同じく12ページとなります。

８款１項１目常備消防に要する経費として14節工事費、消防庁舎・消防本部・西消防署整備工事に係る工事費7577万2000円について、こちらには内訳がございます。

１点目は、今般の中東情勢の緊迫化に影響した資材の高騰や労働環境の変化に伴い、当初予算に不足が生じることから、工事費7488万7000円の増額補正をお願いするものでございます。

２点目としまして、今回の西消防署建設に合わせて千代田庁舎内にあります放射能測定器の移設が必要となることから、これに必要な移設費88万5000円分を補正し、これらを合算させていただいた金額と

なっております。

続きまして、議案集32ページ、同じく14節工事費、消防庁舎（東消防署）整備工事に係る工事費5032万8000円となります。こちらも西消防署と同様、現在の資材高騰などを精査し、当初予算に不足が生じることから増額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、今回の増額補正に合わせて継続費の変更が生じますので、合わせて説明をさせていただきます。

議案集22ページ、第２表をお開きください。

消防庁舎整備事業に係る継続費につきましては、工事に加えて監理業務委託料も含めた額で継続費を設定しておりますが、今回増額が生じるのは工事費のみのものとなります。補正前の継続費総額が19億8446万9000円に対して、補正後の総額は22億9750万5000円となります。増額補正となる額は全体で３億1303万6000円となり、増額率は当初の予算に対して約15.8％の増額となっております。

また、継続費の期間について、当初、令和８年度から９年度の２か年で設定をさせていただきましたが、このたびの増額補正並びに千代田庁舎敷地内の埋蔵文化財発掘調査実施に伴い、当初予算より約３か月程度発注が遅れる見込みでございます。

これを現在設定しております西消防署の工事期間17か月に落とし込みますと、令和９年度中の完成が難しいことから、今回の補正で令和10年度まで期間を延長させていただくものでございます。

年割額につきましては、令和８年度、９年度は、全体４割分の９億1900万2000円、令和10年度が残り２割の４億5950万1000円で設定させていただいてございます。

消防庁舎に関する説明は以上となります。

続きまして、警防課所管の部分について、佐藤課長のほうからご説明させていただきます。

○警防課長（佐藤伸昭君）

警防課の佐藤と申します。

議案集は32ページをお開きください。議案概要書は12ページになります。

議案集の一番上段の２行目となります。８款１項１目常備消防に要する経費として、17節備品購入費、消防用備品の221万4000円につきましては、今後想定される水難事故や沿岸部での捜索活動、また、山岳救助や林野火災などへの対応が求められる地域特性などからドローンを購入するものでございます。

以前より、総務省消防庁からドローンの整備が推進されており、全国の消防本部におけるドローンの導入率は約80％に達しており、茨城県においても多くの消防本部でドローンの導入を活用しております。かすみがうら市は、特に沿岸部を有し、水難事故や沿岸部捜索活動が想定されるとともに、雪入山を抱え、山岳救助や山林火災、林野火災への対応が求められる地域となっております。

今年４月に発生しました岩手県大槌町の林野火災では、本市からも緊急消防援助隊として出場したことから、上空からの情報収集を改めて重要性を認識したところでございます。

今後は、林野火災等の際として、今年度の火災多発期までにドローンを整備し、消防活動に活用するための今回の補正予算をお願いするものでございます。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、消防総務課及び警防課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言を願います。

○小座野定信委員

予算書22ページ、消防庁舎の整備事業ですけれども、東消防署、また西消防署の各施設の今の設計と

いいますか、合計額を教えていただけますか。
○消防総務課企画監（磯山健史君）
消防本部西消防署訓練塔及び東消防署の工事費についてですが、見直し後の予算になりますけれども、西消防署のほうが14億2450万円、東消防署のほうが８億2555万円となっております。
○小座野定信委員
以前口頭ですけれども、消防長のほうに万が一3.11のような大規模な災害があった場合は、どうしても消防本部とか各消防署というのは防災基地になるんでしょう。ですから、非常用電源、エンジン式の発電機ということも考えているようですけれども、やはり太陽光の発電で蓄電池をつけるといいんじゃないかということをお話ししたんですけれども、どういったお考えでしょうか。
○消防総務課企画監（磯山健史君）
消防庁舎におけます非常用電源の考え方でありますが、もちろん両方の庁舎に自家発電を用意しまして、万が一の災害時にはそちらの自家発電によって発電をするように設計を組んでおります。
また、太陽光につきましては、両方とも10キロワットの太陽光を設置する予定でございます。
予算のほう、設計のほうでいろいろ協議した結果、蓄電まではちょっと難しい状況でしたが、発電すれば常にその電気が非常用として使えるような形で太陽光のほうは取り込んでございます。
○小座野定信委員
だって、電気はほとんど夜使うでしょう。昼間は太陽光とか、雨が降っていても太陽がなくても、ほどほど明るさが保てると思うんですけれども、やはり寒さ、暑さ、寒さの場合は特に夜、寒いわけですね。そこで、消防署員たちが汗だくになって一生懸命、災害復旧をして汗かいて帰ってきて、水のシャワーを浴びるんですか。
○消防総務課企画監（磯山健史君）
一応自家発電のほうである程度生活は賄えるような形で考えてはございます。蓄電池につきましては、なかなか大きい容量のものを入れるとなりますと、かなりの工事費になってしまうことから、検討はしたんですけれども、今回は常時使う発電と同時にふだんの使い方ができるというようなところでとどめさせていただいたというところでございます。
○小座野定信委員
質問しますけれども、3.11以上の九州熊本地震のような震度７の地震があった場合、当然インフラ、道路の寸断、またガソリンの供給等もストップということも十二分に考えられるわけでございます。そういったところで、エンジン式の発電機を使った場合、燃料が切れたらどういうふうにお考えですか。お金がないからできないで通りますか。
○消防総務課企画監（磯山健史君）
自家発電につきましては、重油で給油をしながら使うというような形で考えております。
○小座野定信委員
だから、重油を給油できないような大きな災害があった場合は、どういうふうにするんですか。自転車のようにタイヤを漕いで発電するんですか。
○消防本部次長（立花秀男君）
自家発電につきましては、重油がなくなることも想定しまして、国・県のほうでしっかりと協定を結べということになっておりますので、この辺で宇田川石油であったりとか、そういったところで優先的に給油をしていただくような体制を取っております。
また、消防ですので、まず災害があったときにはエアコンとかそういうところを考えるのではなくて、

無線機能であったりとか、消防力の機能を充実させるというところで、その特化した部分しか多分非常電源については使っていかないような形になるかと思います。３日ぐらいたてば、インフラも整備復旧してくるというような形で、電気が復旧すればエアコンとか、そういったところも十分できるかなと考えております。

以上です。

○小座野定信委員

想定しているわけですね。３日で復旧するという、そういう最悪ということを考えないで、３日で復旧するから心配ないと、しかも、石油の協定を結んであるから心配ないということは絶対だというふうに言い切っての予算､積算になってくるかなと思うんですけれども､そういう考え方でよろしいですか。

○消防本部次長（立花秀男君）

すみません、絶対ということはないかと思うんですが、一応国から出されている指針みたいなものがございますので、それに沿って最低限のところを消防力として抑えていくというような形になるかと思います。

○小座野定信委員

最低限のところというところの考えで、防災が十二分に市民の生命、財産を守ることができると、そういう考えでいらっしゃるのかな。ちょっと残念に思うわけですけれども、であれば、そういう協定が結んであれば太陽光なんか要らないよね、無駄だよね。違いますか。太陽光は何に使うんですか。そういう協定があって発電機があるというのであれば、太陽光は何のためにつけるんですか。

○消防総務課企画監（磯山健史君）

太陽光発電につきましては、災害時のときだけでは限らず、日常的な電気代の削減につながるものとして考えておりますので、太陽光発電自体は設置は有効だと考えております。

以上です。

○小座野定信委員

今聞くところによりますと、東京電力は今電気を買わないようですよね。そういったことも調査をしてありますか。

○消防総務課企画監（磯山健史君）

今回消防庁舎に設置します太陽光につきましては、売買はしないで、庁舎の中で使うというようなやり方で考えております。

○小座野定信委員

じゃ、それは別に蓄電池が幾らかかるか分からないけれども、どうして蓄電池が必要ないのかな。蓄電池があれば、エンジン式の発電機は要らなくなるわけだよね。違いますか。エンジン式の発電機は幾らかかって、蓄電池は幾らなのか、その価格、どっちがメリットがあってどっちが得でどっちが損かという、そういう計算はしていますか。

［「蓄電池はないんですか」と呼ぶ者あり］

○小座野定信委員

だから、エンジン式の発電機と比べて蓄電池のほうが高いのか。それとも、蓄電池のほうが安く済むのかというそういう計算はしているんでしょう、もちろん。だから、こういう予算積算があるんでしょう。幾らですか。

○消防総務課企画監（磯山健史君）

申し訳ございません。現在、具体的な数字で説明することができませんが、基本設計の中でそういっ

た検討をして自家発電を選んだということでございます。
蓄電につきましては、一般家庭の住宅などでは、やはり日中使わない時間に電気を貯めて、家族が夜帰ってきたときに電気を使うということで、非常に一般家庭の中では蓄電池につきましてはかなり有効であるものであると思いますが、消防庁舎レベルの大きい建物になりますと、なかなかバッテリーもかなり大きなものになってしまうこと、また、恐らくはすぐになくなってしまう、その計算は、私のほうで細かい数字は申し上げられませんが、すぐに電気がなくなってしまうというようなことで、なかなか現実的ではないということで、当初蓄電を断念したというような経過がございます。
以上です。
○小座野定信委員
それは担当者、業務設計した人の数字によるお答えじゃなくて、そうだろうという想像での今の答弁だと思うんですけれども、実際にエンジン式の発電機とバッテリーを比べた場合、どっちが高くてどっちが安いのかというその数字を知りたいんですよね。お答えいただきたいと思います。
当然、計算した上で、やはりエンジン式の発電機のがいいという結果になったわけでしょうから、そのことをお答えいただきたいと思います。
○消防総務課企画監（磯山健史君）
現在、説明できる資料がございませんので、検証をして後日資料として提出させていただきます。よろしくお願いします。
○小座野定信委員
後日では遅いんですよ。採決するしかないんだから。後日提出になりますか。まさか、設計のときそういう計算もしてこういう数字が出たわけでしょう。それも、ただ自分の思い込みだけでエンジン式のほうが安いし、バッテリーが高いからというのでこういうふうにしたわけですか。それはちょっとおかしいでしょう、手抜きでしょう。お答えいただきたい。
○櫻井健一委員長
暫時休憩します。　　［午後　３時０９分］
○櫻井健一委員長
会議を再開します。　　［午後　３時１４分］
消防の議案は後に回して、次に、議案第52号　かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを先に議題といたします。ご了承ください。
市民部から特に補足説明等はございませんか。
○市民部長（岩井雄一郎君）
市民課、檜山課長からご説明させていただきます。
○櫻井健一委員長
それでは、説明を求めます。
○市民課長（檜山宏美君）
市民課、檜山です。どうぞよろしくお願いします。
議案第52号　かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。
議案集17から18ページをお願いいたします。議案概要書は８ページとなります。
内容につきましては、出入国管理及び難民認定法並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認定業務に関する法律の改定に伴いまして、コンビニ交付サービス等での印鑑登録証明書の発行方法を追加するため、所要の改正を行うものとなります。

マイナンバーカードと一体化しました特定在留カードとスマートフォンに搭載しました電子証明書を利用しまして、印鑑登録証明書が取得できるようになるものです。

説明は以上となります。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言を願います。

○佐藤文雄委員

特定在留カードと特別永住者証明書、これについてちょっと教えていただけますか。

○市民課長（檜山宏美君）

特定在留カードは、令和８年６月から制度のが開始しました。もともと外国人の方で在留カードをお持ちの方や特別永住者証明書をお持ちの方が、マイナンバーカードと一体化しました１枚のカードを利用することを指しております。

○櫻井健一委員長

ほかにご質問ございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

討論を終結します。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号のうち、市民部の所管に関わる部分を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（岩井雄一郎君）

地域コミュニティ課の山口課長からご説明させていただきます。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○地域コミュニティ課長（山口由晃君）

地域コミュニティ課の山口です。よろしくお願いします。

議案第53号　令和８年度かすみがうら市一般会計補正予算（第２号）における地域コミュニティ課分の補正予算について説明をさせていただきます。

議案集は30ページ、議案概要書は11ページになります。

ナンバー２となりまして、コミュニティステーション管理に要する経費、志士庫コミュニティステー

ション受電設備工事1025万2000円になります。こちらの内容は、令和８年２月の文教厚生委員会で説明させていただいた志士庫コミュニティステーションにおける銅線盗難事件発生のため、現在電力の確保ができず、施設の貸出しを中止しているものでございまして、今回盗難及び破壊された志士庫コミュニティステーションの受電設備について修繕するものになります。

今回は、低電圧にするため、コンクリート柱を志士庫コミュニティステーション東側に１本建柱しまして、引込開閉器盤を設置し、電力を確保して施設の利用を再開するものでございます。

工事の概要といたしましては、まず幹線の引込みについて、敷地入り口の県道側からではなく敷地東側から幹線を引き込みます。その際に、東電のほうで敷地に１本建柱をしていただき、そこから工事で１本建柱するものに電線を架線します。

また、新たに敷地内に敷設するケーブル約240メートルにつきましては、志士庫コミュニティステーション会議室が２棟に分かれておりまして、会議室Ａと会議室ＢＣがあるため、それが利用可能となるように工事で建てた柱へ引込開閉器盤を設置し、そこから埋設及び既存のハンドホールを利用して敷設いたします。

また、県道側からの敷地入り口から埋設されている既存の引込みにつきましては、撤去いたします。こちらにつきましては、県道から受変電設備までの間にある電線約50メートルと敷地内の地中埋設管及び残存しているケーブル約170メートル、既存のハンドホール４か所、不要となる受変電設備を撤去して施設を利用しやすいようにいたします。

現在、１月の銅線盗難事件以降、毎日、職員による全てのコミュニティ施設の巡回、また、新たに監視カメラ２台を設置して防犯対策にも取り組んでいるところでございます。

今後の予定につきましては、９月の市議会で議決をいただいた後、10月以降入札を予定しており、工期は約３か月、年度内には工事完了の予定となっております。

説明については以上でございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域コミュニティ課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

文教厚生委員会のほうでも報告があった案件だと思うんですが、これは課長、窃盗事件だったわけですよね。もともと、銅線盗難、以前、僕の記憶ですけれども、七会小学校の跡地のときにも同じような事件があったと思うんですが、ケーブルとか銅線が盗られたと。たしかそのとき、保守業務のほうでも、たしか補償か何かをしていただいたような、これ僕の感覚ですけれども、そういった感覚があったんですけれども、今回大規模な新設のような工事ですから、これによる市のほうの任意保険の補償であったりとか、また、保守業務会社のほうの補償であったりとか、何かそういったことというのは想定とかはされての支出補正なのか、お伺いしたいんですけれども。

○地域コミュニティ課長（山口由晃君）

櫻井繁行委員がおっしゃるとおり、その辺は心配していたんだとは思いますけれども、市の保険のほうで対応できるかというのは協議になりますけれども、あと、その設置したものについての補償については、今はちょっと。点検につきましては、委託しておりますけれども、補償はありません。

○櫻井繁行委員

それでは、もともと小中学校の警備会社のようにお願いする形というのは、このコミュニティセンタ

ーであったりとかコミュニティステーションというのは、現在もないし、これからもそういったところの予算計上はないということなんですか。
○地域コミュニティ課長（山口由晃君）
　コミュニティステーションにつきましては、警備はありませんので、事件後も監視カメラ等を設置して対応しているところでございます。以前も警備はありません。
○櫻井繁行委員
　設備に対しての保証とかそちらはもちろんあるんでしょうけれども、この事件性のところで、やっぱりガードマンないし巡回、これも財源はあることでしょうけれども、このキュービクル、大規模改修をすることによって、同じようなことがまた二度、三度あるようなことは何となく想定してしまうんですけれども、今回なくなったものをもちろん使えないわけですから改修する、それは致し方ないですけれども、じゃ、その予防が職員たちの巡回であったりとか、防犯カメラを２基設置するから大丈夫だというのは、何か非常に危機意識が欠けている気がするんですけれども、やはりもうこういったことが起きては困るわけじゃないですか。かすみがうら市は財源非常に圧迫していますから、そういったところ、どのようにお考えなのかなというところをお伺いしたいんですけれども。
○地域コミュニティ課長（山口由晃君）
　櫻井繁行委員おっしゃるとおり、ご心配なところは担当課としても分かっておりまして、今回高圧ではなくて低圧に換えます。それで、今まであったキュービクル等も撤去いたしまして、高圧ではなく低圧だというのが分かるような感じで工事をするということになります。低圧だから盗まれないということではないですけれども、基本的には低圧の工事ということで、今回対応させていただくものでございます。
○櫻井繁行委員
　課長、答弁がちょっとずれている気がするんですよね。高圧を低圧に換えたから大丈夫じゃないかと課長自分でおっしゃっていましたけれども、低圧にしたところで1000万円からの予算計上になっているわけですよね。これ設備工事して、また盗難被害があって盗られちゃいました、また低圧で1000万円やりますと、そういうことを心配して今議論しているわけで、そういったところのこちらの質問の意図を酌み取っていただいて答弁をいただきたいんですけれども、いかがですか。
○地域コミュニティ課長（山口由晃君）
　心配している点、重々把握しておりますので、財政との調整になる部分もありますけれども、やはり警備、例えば機械とかそういうことも含めて検討したいと思いますが、庁内での調整になるかと思います。よろしくお願いします。
○櫻井健一委員長
　ほかにございませんか。
○櫻井繁行委員
　そうすると、今回は1250万2000円の補正ということですけれども、この費用に関してはかすみがうら市もある意味被害者なわけじゃないですか。被害を被っているわけですよね。だから、それに対して、何か財源であったりとか、はたまた市の保険関係、補償関係であったりとか、そういったものは一切使えるものがないという考えでよろしいですか。
○地域コミュニティ課長（山口由晃君）
　補償というものについてはありませんが、今後設置したものについての保険とかに関しましては、施設等管理室と協議して検討したいと思います。

○櫻井繁行委員
　何かすごく危機管理が希薄な気がするんですよね。やはり二度とこういう被害がないことがベストであるんですけれども、この補正を組む段階において、何かもう少し担保を取っておく必要があるでしょうし、はたまたコミュニティセンターなんかも市内には多くあるわけじゃないですか。そういったところも含めて、それは僕、別に職員に負担をしてくれという話をしているわけじゃなくて、こういった補正がやっぱりないようにしなければいけないし、その予防策をやっぱり担当課としてもう少し真剣に考える必要があると思うんですけれども、その辺、課長、いかがですかね。
○地域コミュニティ課長（山口由晃君）
　協議体制というのを含めて危機を持って検討をしていきたいと思いますが、現状としては今言った説明にはなってしまいますけれども、課内で協議したいと思います。
○櫻井健一委員長
　ほかにございませんか。
○設楽健夫委員
　盗難が１月ですよね、まず。文教厚生委員会に報告されたのが２月８日と。相当時間がたっていますよね。現場のほうでは、全然施設が使いものにならない状況になって困っていると。いつになったらやってくれるんだろうという話がずっと続いていたというのが１つ。なので、なぜこんなに対応が遅いのかというのが１つ。
　もう一つは、電圧というんですか、今の話からすると、東側から柱を立てて240メートルでしょう。50メートルの既存の線については撤去すると。これ、費用の面から含めて、現況復帰ではなくて、電圧で柱を立てて大きな工事ですよね。そういうふうに切り替えていったというのがもう一つ分からないんですけれども、時間がかかっているということを含めて説明できますか。
○地域コミュニティ課長（山口由晃君）
　まず、時間がかかっていることについての説明ですけれども、まず事件が起こった後、年度が切り替わりまして令和８年度になりまして、まず設計を組まさせていただいて予備費で対応させていただいております。それで費用が出てきましたので、今回補正をさせていただくということで時間がかかったという点がまずございます。
　もう一点、低圧にした経緯ですけれども、そもそも現状としては学校の利用ではないので、後ろのコミュニティステーションということで会議室２棟の分だけの電力ということで、まず高圧まで必要ないということと、先ほども説明させていただいたんですが、低圧のが盗まれにくいというのもあるんですけれども、必要量として低圧でということで、今回低圧にするものと、あと既存のままま た同じように高圧のキュービクルとかを設置すると、やはり費用も1.5倍とか、そちらのほうが高上がりになるということで、今回文教厚生委員会のときでも説明させていただきましたが、低圧に切り替えるということでございます。よろしくお願いします。
○櫻井健一委員長
　ほかに。
○設楽健夫委員
　低圧だと盗まれにくいという根拠、そこを説明してもらえますか。
○地域コミュニティ課長（山口由晃君）
　根拠といいますか、そもそも高圧ですとキュービクル、受変電設備がありますので、それをまず狙われるということがありますので、それをまず撤去いたします。それで、そこがまず違いますので、低圧

だからということではないですけれども、盗まれにくくなるということはあるかと思います。
○櫻井健一委員長
　ほかにございますか。
○塚本直樹委員
　先ほどの櫻井繁行委員の関連になるんですけれども、今回1000万円からの補正が組まれていて、また、やはり今のを伺うと警備とかを協議する考えはないというお話だったんですけれども、これちょっと要望になってしまうんですけれども、結局警備するより幾ら委託費用がかかって、結局またこれすぐに盗まれてまた1000万円かかるとかだと、とてもじゃないけれども予算がおかしな話になっちゃうので、その辺を比べていただいて、しっかり庁内で協議をしていただければと思いますので、これは要望でお伝えさせていただきます。
○地域コミュニティ課長（山口由晃君）
　塚本委員のおっしゃるとおり、警備のことについて協議をしたいと思います。よろしくお願いします。
○櫻井繁行委員
　今、塚本委員がおっしゃっていただいたけれども、やはり仕方ないよね。もちろん盗難にあって今使えない、立派なせっかくの施設が志士庫コミュニティステーションが使えていないので、地元住民の方が困っている。しっかり快適に使うためには新しい受電設備が必要だと、すごく言っていることも分かるし、補正に対しては賛成はするんだけれども、やはり危機意識がすごく薄いと思う。盗まれにくくなるとか、やっぱり防犯ということをもう少し、市全体として、コミュニティセンター、コミュニティステーションを含めて、公共施設の在り方も含めて、もう少し横の連携、部局をまたいでもつくって考えていかないと、本当にこれ同じようなことが毎回、毎回定例会ごとに補正で1000万円、2000万円かかって、盗難に遭って盗まれちゃったからしようがないですよねでは済まなくなってしまうと思いますから、これ実際の自治体も同じようなことを言えると思うんだよね。かすみがうら市だけ被害に遭っているわけじゃないし、ましてや、北小だって、ひょっとすると廃校になればそういうターゲットになる可能性もあるじゃないですか。
　やっぱりいろんなことを考えて、今回の一つの節目として。しっかり防犯意識というのをもう少し高めて、もちろん財源ありきのことは分かるんだけれども、その辺を少し調査研究して、しっかりとシャットアウトできるような、抑止力があるような自治体にしていかないといけないと思うんですけれども、いかがですか。
○市民部長（岩井雄一郎君）
　今、櫻井繁行委員からありましたように、市内全体の公共施設のそういう警備体制も考えながら、これから新年度の予算も進んでいきますので、ほかの施設、市民部だけじゃなくて市内全体の施設の安全に使える状況を考えながら、新年度の予算に向けて交渉をしていきたいと思います。
○設楽健夫委員
　繰り返しになりますが、低圧だと盗まれにくくなる。そうすると、キュービクルを使っているところの施設というのはたくさんありますよね。それ全体に対しても影響を与えてくるような今回の判断のような気もするんですよ。先ほども警備の問題がありましたけれども、含めて、教育委員会になるのか、市民部、連携しながら、ちょっとこれから大きなものになっていく可能性があるので、その辺は検討していっていただきたいなと。
○市民部長（岩井雄一郎君）
　先ほどの櫻井繁行委員への答弁と重複いたしますが、教育委員会の施設を含め、市長部局の施設を含

め、全体を安全に使える方法を庁内で検討しながら、新年度予算のほうを考えていきたいと思います。よろしくお願いします。
○櫻井健一委員長
　ほかにございませんか。
○小座野定信委員
　このコミュニティステーションの施設の保険というのは入っていますか。
○地域コミュニティ課長（山口由晃君）
　施設の今回の箇所は入っておりません。
○小座野定信委員
　火事になったらどうするのか。
○地域コミュニティ課長（山口由晃君）
　現在入っておりませんので、そういったことも当然想定されることになりますので、遅ればせながらとなりますけれども、検討したいと思います。
○小座野定信委員
　検討で大概みんな、答弁は検討しますで終わっちゃうんだよね。そうすると、今回これ1025万2000円と出ていますけれども、保険に入っていれば保険で出るんですよ。だから、保険も、年間1000万円なんて保険はないので、せいぜいどれぐらいかかるか分からないけれども、やっぱり保険というのは自分のうちも入っているでしょう、火災保険とか。盗難は別としても。
　今言ったように、警備員もいない、警備体制もとらない、防犯カメラでやっていると。防犯カメラでやったって、これは警察は足しになるけれども、市のためにはならないよね。市のためになるなら、やっぱり備えあればうれいなしということわざがあるように、やはり保険に入って、保険請求料があるんですよ。違いますか。それでもやっぱり検討で終わりますか。
○地域コミュニティ課長（山口由晃君）
　小座野委員おっしゃるとおり、保険は必要だと思いますので、財源も正直ありますので、対応したいとは思います。
○小座野定信委員
　部長、どうですか。来年の予算要求があるでしょうけれども、そのときまでにある程度見積りを取って、このコミュニティステーション、コミュニティセンター、もろもろ市の、先ほど答弁があったように、市の統合的な建物、公共の施設、そういったものは廃校も含めた中で保険に入っておくべきかなと私は思いますけれども、どう思いますか。
○市民部長（岩井雄一郎君）
　先ほどの櫻井繁行委員への答弁と重なる点はございますが、小座野委員おっしゃるとおり、また同じような事件が起きては繰り返しになってしまいますので、それを防ぐ意味でも警備ですとか保険ですとかは必要なものと私は考えておりますので、今後庁内で協議をしてまいります。
　何分、私の一存でこの場で入りますということはできませんので、よろしくお願いいたします。
○小座野定信委員
　極力、部長のほうで尽力いただいて予算獲得できるようなことで、今回のことを保険に入っていればこの1000万円という金は出なくて済んだんだということを予算獲得に向けて有効に使っていただいて、ぜひ市のほうで大きなお金が出ないようにお願いしたいと思います。
○市民部長（岩井雄一郎君）

小座野委員おっしゃるように、今後庁内で協議を進めてまいります。
○櫻井健一委員長
ほかにございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井健一委員長
質疑を終結いたします。
続いて、説明を求めます。
○環境防災課長（神野　厚君）
それでは、議案第53号　令和８年度かすみがうら市一般会計補正予算（第２号）のうち、環境防災課所管の部分につきましてご説明いたします。
お手元の議案集32ページをお開きいただきたいと思います。あわせて、議案概要書12ページのナンバー13をご覧いただきたいと思います。
議案集32ページの下段、８款１項３目災害対策に要する経費でございます。茨城県単急傾斜地崩壊対策事業負担金100万円につきましては、茨城県が牛渡・柳梅地内で実施するのり面保護工事について、令和８年度にできるだけ工事を進めたいとの県の考え方から、事業費を5000万円から6000万円に増額することが示されましたので、県が定める負担割合に基づきまして、その増額分1000万円の10分の１に相当する額を市の負担金として増額するものでございます。
説明につきましては以上でございます。
○櫻井健一委員長
以上で説明が終わりました。
それでは、環境防災課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、発言を願います。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井健一委員長
それでは、質疑を終結いたします。
なお、議案第53号に関しては、消防本部所管分が終わり次第、採決を行います。
次に、議案第63号　石岡地方斎場組合規約の変更についてを議題といたします。
市民部から特に補足説明等はございませんか。
○市民部長（岩井雄一郎君）
環境防災課、神野課長から説明いたします。
○環境防災課長（神野　厚君）
それでは、議案第63号　石岡地方斎場組合規約の変更について補足説明をさせていただきます。
お手元の議案集85ページをお開きいただきたいと思います。あわせて、議案概要書の22ページをご覧いただきたいと思います。
本案につきましては、石岡地方斎場組合と湖北環境衛生組合を統合するに当たりまして、石岡地方斎場組合規約の全部を改正し、組合の名称をひたち野広域事務組合に変更し、これまでの斎場に関する事務に加えまして、し尿処理に関する事務を共同処理するものでございます。
あわせまして、組合議員の定数や経費の負担割合などを定めるものでございます。
なお、規約の施行期日につきましては、令和９年４月１日とするものでございます。
説明につきましては以上でございます。
○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

環境防災課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議案第64号　湖北環境衛生組合の解散についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（岩井雄一郎君）

環境防災課の神野課長からご説明いたします。

○環境防災課長（神野　厚君）

それでは、議案第64号　湖北環境衛生組合の解散について補足説明をさせていただきます。

お手元の議案集90ページをお開きいただきたいと思います。あわせて、議案概要書の23ページをご覧いただきたいと思います。

本案につきましては、石岡地方斎場組合との統合に伴いまして、令和９年３月31日をもって湖北環境衛生組合を解散することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、環境防災課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言を願います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号　湖北環境衛生組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（岩井雄一郎君）

環境防災課の神野課長から説明いたします。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○環境防災課長（神野　厚君）

それでは、続きまして、議案第65号　湖北環境衛生組合の解散に伴う財産処分について補足説明をさせていただきます。

お手元の議案集91ページをお開きいただきたいと思います。あわせて、議案概要書の24ページをご覧いただきたいと思います。

本案につきましては、湖北環境衛生組合の解散に伴いまして、同組合が所有する財産の全てを令和９年４月１日にひたち野広域事務組合に帰属させることについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

帰属させる財産につきましては、議案集92ページから93ページにかけて記載しているとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、環境防災課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言願います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号　かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

監査委員事務局から特に補足説明等はございませんか。
○監査委員事務局長（山本好徳君）
監査委員事務局、山本と申します。よろしくお願いいたします。
補足説明はございません。
○櫻井健一委員長
以上で説明が終わりました。
それでは、監査委員事務局に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言を願います。
○佐藤文雄委員
現監査委員の意見はどういう意見でしたか。３名から２名にする件について。
○監査委員事務局長（山本好徳君）
条例の改正の趣旨や内容について説明をしまして、了承を得ております。
○佐藤文雄委員
それから、監査委員事務局の人材とか事務の状況なんかについては、要望はございませんでしたか。
○監査委員事務局長（山本好徳君）
特にございませんでした。
○櫻井健一委員長
ほかにございませんか。
○佐藤文雄委員
監査委員事務局の人材というのは、主任級以上、あとは自営の定員が３名を４名にしてほしいという要望が出ていたんじゃないかなと思うんです。後で確認をしてください。
○櫻井健一委員長
確認のほうよろしくお願いします。
○監査委員事務局長（山本好徳君）
確認しておきます。
○櫻井健一委員長
ほかにございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井健一委員長
質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論はございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井健一委員長
討論を終結いたします。
それでは、採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井健一委員長
ご異議なしと認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

では、続けて消防本部、先ほどの答弁からいただいてよろしいですか。
○消防総務課企画監（磯山健史君）
申し訳ありません。先ほどの質問についてお答えします。
まずは、今回消防庁舎のほうで使用します自家発電のほうの概算工事費のほうから説明させていただきます。
タンクのほうは約440万円、自家発電本体が1300万円、それにかかる工事費が780万円で、約2500万円程度が自家発電の工事費となります。
これに比較して、今回入れる自家発電と同等の能力の太陽光を設置した場合の比較ですけれども、約５倍の１億2000万円ぐらいかかると見込んでございます。金額的に大分大きくなってしまうことから、なかなか太陽光だけで賄うということは難しいと判断し、我々としては太陽光と自家発電を併用して利用するのが最もいいということで判断して、このような形で計画させていただきました。
以上です。
○櫻井健一委員長
暫時休憩いたします。　　［午後　３時５０分］
○櫻井健一委員長
会議を再開いたします。　　［午後　３時５０分］
○小座野定信委員
燃料タンクに入れる重油の消費期限といいますか、そういったものも当然あると思うんですね。重油は何リットル入って、何年に一度交換するのかということですね。
○消防総務課企画監（磯山健史君）
重油を入れるタンクにつきましては、950リットルのタンクとなってございます。中の重油の消費につきましては、半年に一回、消費するような形で運用をしております。
以上です。
○小座野定信委員
太陽光が１億幾らかかるという話ですけれども、これどれぐらいの発電を計算しているんですか。また、その蓄電池については、どれぐらいの蓄電池の量を考えているんですか。
○消防総務課企画監（磯山健史君）
太陽光発電につきましては、あくまでも自家発電との比較ですけれども、自家発電の能力が100キロワット能力的にありますので、それと同じもので比較したものが１億2000万円ということでございます。
仮になんですが、現在西消防署の建物全部を例えばフル充電して朝まで使える容量を計算しますと、おおむね1000キロワット、メガソーラー級の能力がないとなかなか消防庁舎クラスの電気は賄えないというような計算をしております。
それを例えば蓄電をするとなると、バッテリーはその倍ぐらいの容量が必要になってきますので、大体メガソーラー1000キロワット入れると３億円ぐらいかかります。それに蓄電がバッテリーだけで９億円ぐらい試算できますので、12億円ぐらいかかるのかなというような計算をしたところでございます。
それの今回10分の１ということで、先ほど１億2000万円というような数字を説明させていただきました。
以上です。
○小座野定信委員
確認なんですが、その１億2000万円という太陽光の金額は、設計者が出した数字ですよね。発電機で

100キロワットをつくると、１日の消費電力を計算しても、１億2000万円ということになったと思うんですけれども、これは設計業者が出した数字で間違いないですか。
○消防総務課企画監（磯山健史君）
　申し訳ございません。今、述べさせてもらった価格につきましては、今の休憩時間に私のほうで調べたものとなります。
○小座野定信委員
　これは、設計会社じゃなくて職員の方が調べたということですね。
○消防総務課企画監（磯山健史君）
　先ほど休憩中に設計事務所のほうにも確認をしたんですけれども、当時の中で、運営の中でなかなか容量的な部分で現実的ではないということで、そこまで詳細な金額を当時基本設計の段階では設計のほうは出しておりません。今、休憩中に私のほうで調べて計算した金額となります。よろしくお願いします。
○小座野定信委員
　分かりました。私もちょっと太陽光メーカーのほうに聞いて確認をしてみますけれども、この100キロワットを１日使うという計算でも１億2000万円というふうに記憶しましたが、これで間違いないですか。
○消防総務課企画監（磯山健史君）
　間違いないです。
○櫻井健一委員長
　ほかにございますか。
○消防本部次長（立花秀男君）
　すみません、ただいまの100キロワットと言いましたのは。自家発電の容量に合わせてということですので、その100キロワットで消防署全体が賄えるというものではありません。無線機であったりとか非常時に必要最低限の使わなければいけない機材が使えるものが賄えるものが100キロワット、そういった形で。
○小座野定信委員
　通常は使わないのか、それとも、それ以上に使うのか。
○消防本部次長（立花秀男君）
　すみません、多分1,300キロワットとかないと職員が生活していく中で使えないという形になってくるかと思われます。
○櫻井健一委員長
　ほかにございませんか。
○櫻井繁行委員
　庁舎の設備工事ということの補正ですけれども、さっき課長から少しご説明あったけれども、埋蔵文化財の調査が千代田庁舎の駐車場からもう舗装も全部めくり終わっていて、その状況になっていますけれども、２か月から３か月ぐらいの工事の予定だとお話もあったけれども、一向にこれ埋蔵文化財の調査が入らないけれども、どういうふうになっているんですか。
○消防総務課企画監（磯山健史君）
　埋蔵文化財調査につきましては、既に契約のほうを締結し、現在業務を発注したところでございます。
　現地調査に約２か月程度を見込んでおりますが、現在、市と県と委託業者の３者の協定をこれから結ぶんですが、そちらに少し時間を要しておりまして、発掘調査の開始がおおむね10月頃を予定しており

ます。業務の完了は、おおむね11月末、約２か月間で今のところを進めたいと考えております。
○櫻井繁行委員
今の３者協定の契約の関係で施工というかが遅れているという話がありましたけれども､そうすると、余計着工時期も延びて、竣工時期も延びてしまうように感じてしまうんですけれども、その辺のタイムラグというのは大丈夫なんですか。
○消防総務課企画監（磯山健史君）
本体工事の発注見込みなんですけれども、今回の補正後、速やかに発注の作業を進めていくことになりますが、おおむね仮契約の見込みが大体12月末、年末から年始にかけてになるかと思われます。その前には現地の調査は完了しますので、それ以上の影響はないというふうに考えております。
以上です。
○櫻井健一委員長
ほかに。
○櫻井繁行委員
埋蔵文化財で今のところ、発掘調査で着工時期が延びているわけですよね。完全に議決案件でしょうから、１億5000万円超えていますから、そうすると、今の時期だと第４回定例会と考えると、我々は12月１日が今のところになるかもしれないけれども、定例会最終日ですから、そこで採決を行われなければ、また延びて３月まで延びるというふうになってくると思うんですよ。そうすると、どんどん令和10年度が11年度に延びてしまうんじゃないかなというふうに危惧しているんですけれども、その辺の今後のスケジュールというのをお伺いしたいんですが。
○消防総務課企画監（磯山健史君）
工事の発注につきましては､恐らくなんですが､このままスムーズに入札のほうが執行されたとして、11月の後半に仮契約が結べるようなところで今会計課と調整しております。
先ほど櫻井繁行委員がおっしゃったように、議会のほうが前倒しになって12月１日ということになりますと、恐らくなんですが１週間ぐらいしか期間がありませんので、なかなか難しいのかなということで、今ちょうど会計課と協議をしているところですが、できれば臨時会とかそういったものも考慮しながら進めていければというふうに考えています。よろしくお願いします。
○櫻井繁行委員
たしか資料として、僕も総務経済委員会じゃないから、何となくうる覚えで拝見したような気もするんだけれども、今後のスケジュールが多少なりともずれてくると思うんですよね。なので、改めてどういった計画で、この埋蔵文化財の発掘調査も含めて、どういったフローで今後、令和10年度、あるいは11年度、施設が使えるようになってくるのかというのは、これは消防本部と西署と東署も含めて、基本的には一括発注でしょうから、西署のほうが片づかなければ東署のほうも発注にはならないんでしょうけれども、それをどういった流れでいくのかというのを参考資料としてお示しいただきたいんですが、いかがですかね。
○消防総務課企画監（磯山健史君）
櫻井委繁行員がおっしゃったようなスケジュールのほうは、一応内部では作成しておりますので、整理したものを後日資料として提出させていただきます。
○櫻井繁行委員
そうすると、基本的には３か月工期が延びるとしても、令和10年度、もともとは９年度からだったんですよね、計画的には。それが令和10年度ということですから、４月１日からは、消防本部、西署、そ

して東署と新しい施設へ消防署員の方々が快適に職務に当たれるというような認識は変わらないということでよろしいですか。
○消防総務課企画監（磯山健史君）
　工事の期間につきましては、おおむね西署のほうで約17か月間を見ております。こちらは、設備等の遅延等を含まない中での計画で今のところ見込んでおります。目標どおりに12月頃、年末年始にかけて契約の議決がいただけたとして、工事完了後、順調に進んだとして、恐らく令和10年７月頃に業務が開始になるかなと考えております。
○櫻井繁行委員
　それでは、改めて資料のほうでも確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
　それともう１点だけ、藤井課長のほうからご説明があったのかな、防火水槽の解体工事の596万円とあったと思うんですけれども、これは50立方メートルとおっしゃっていたかな、防火水槽の１基解体で上稲吉地内、これは地権者の要望という話があったんだけれども、どういった経緯で、これは解体になってしまったのかお伺いしたいんですけれども。
○消防総務課長（藤井秀之君）
　お答えいたします。
　今回の防火水槽の解体につきましては、同場所に建設が予定されております建物がございまして、こちらの物件が影響するため、当初は令和６年７月に当本部のほうに解体要望書という形で提出がされました。同年度に建設予定の計画が、しかしながら延期になりまして、時期未定となったため、今年度の当初予算には計上はしておりませんでした。本年度に入り、建設を行うということで地権者のほうから話を受けたため、今回補正予算という形で上げさせていただいた流れになっております。
○櫻井繁行委員
　そうすると、上稲吉地内の私有地のほうに防火水槽の協力をいただいて今まで置いていたものが、新しい建物を建てるということで、ちょっと邪魔になったということで解体の要望が来たと。特段トラブルがあったというわけではないんですね。お伺いします。
○消防総務課長（藤井秀之君）
　お答えいたします。
　この要望に当たって、こちらの市のほうとトラブルがあったことはございません。
　また、こういった要望書を受けまして、消防水利、大事な消防水利ですので、なくなってしまうということで、警防課のほうが所管しておりますので、そちらとも協議した中で周囲の水利状況というものを確認しております。そういった中で、その１つが解体にあったとしても消防活動上、支障はないということで確認を取った上で、この１件については解体をするという流れになっております。
○櫻井繁行委員
　今、課長がちょっとお話しいただいたけれども、水利計画もすごく大事で、カバー率が下がってしまうんじゃないのかというのはやっぱり懸念されるところなんだけれども、こういったケースがあった場合というのは、やはり費用対効果を考えると、基本的にはこれからは、40立方メートル以上の防火水槽を新設するよりは、基本的にはやっぱり本管からの消火栓でカバー率を上げていくというような考え方になってくるんですかね。いかがですか。
○消防総務課長（藤井秀之君）
　委員ご指摘のとおり、防火水槽につきましては、消防活動に必要な消防水利でありますので、地権者

の要望がこのようにあった場合に、一概に撤去に判断するということではございません。一応撤去につきましては、消防水利の影響とか、先ほど申し上げましたとおり、周辺の消防水利の状況を判断して、その中で撤去をするというような考え方がありますが、市の都市計画上の調査がございまして、市の充足率が統計上は80％ぐらいの市内の防火水槽の水利の配置状況ということで数字上は抑えております。

なので、委員おっしゃるとおり、消火栓につきましても水道から取るということも計画的に設計、施工というような形で、市として整備のほうは進めてまいりたいと考えております。

○櫻井繁行委員

費用対効果も含めての質問をして答弁をもらいたかったんですけれども、もう今プレキャストで、防火水槽も非常に高額になっているじゃないですか。そういった中で、どちらかというと担当課としてはカバー率を含めて、ある程度本管からの消火栓でカバー率を上げていく、充足率を上げていくという方向なのか、はたまた、やはり消火栓50立方メートルを改定すれば、今回はカバー率があるから平気だというお話だったけれども、やっぱり40立方メートル以上の防火水槽でカバーをしていく、その費用対効果も含めて、考え方をお聞きしたいんですけれども。

○消防本部次長（立花秀男君）

費用対効果を考えると、消火栓というのは間違いなく安くできるかと思うんですが。熊本でもこの間ありましたとおり､地震があったときには断水ということも考えなければいけないところがありまして、ですから､バランスよく防火水槽と消火栓が配備できるというのが一番理想ではあると考えております。

ですから、今回50立方メートルの防火水槽がなくなるというのは、非常に消防としても痛いところはあるといいうところで、地権者の方とかとも十分協議をさせていただいて、どうしてもそこにあると新しい建物が建てられないとか、そういったことがありましたので、今回は周りの状況を見て、何とか消防としても災害があったときに対応はできるだろうということで解体をするような流れになったものでございます。

○櫻井繁行委員

最後にしますけれども、次長がおっしゃるように費用対効果だけの問題じゃないというお話があったので、重々理解したところですけれども、もし防災計画とか水利計画を含めて、しっかり充足率、カバー率が下がることのないように、これからもしっかり進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○櫻井健一委員長

ほかに質問等はございませんか。

○小座野定信委員

防火水槽に対する関連の質問なんですけれども、私の家のすぐ敷地の隣にも防火水槽が何年か前に設置されました。それを見ますと、たしか私の記憶だと、昔の防火水槽は水道の本管から防火水槽に、火災で消防車がそこから水を汲み上げると同時に、水を追加して使えるようなシステムだったんですけれども、今はそうじゃないんですよね。何か、そこの溜まっている50立方メートルだから何百立方メートルの水を使うと、それでおわっちゃうような防火水槽に思うんですけれども、どうなんですか。

○消防本部次長（立花秀男君）

防火水槽につきましては、開発行為でつくったりとか、行政のほうでつくる防火水槽、私設と公設というものがございます。自分の記憶なんですが、新治広域の頃、町村ごとに防火水槽をつけていたわけですね。霞ヶ浦地区については､補水栓をつけなくていいというようなつくり方を指導していたんです。

千代田町については、補水栓をつけないと防火水槽として認めませんよという開発行為のときの指導要綱がございましたので、ですから、その町村によって違っている部分があります。

かすみがうら市になってからは、補水栓についてはうたっておりませんので、40立方メートル以上の防火水槽で、耐震構造であれば問題なく、あとは、消防車両が問題なくつける場所につけていただくということで指導しておりますので、ですから、小座野委員がおっしゃられたとおり、補水栓がないものと。あるものが混在しているというような今の状況でございます。

○小座野定信委員

補水栓というのは、追加で水を使用中でも補水することができる装置だと思うんですけれども、うちの敷地の隣にあるやつは補水栓がないんですよ。万が一火事になった場合は、その貯水槽が空になったら、それ以上消火活動ができないということになりますよね。

○消防本部次長（立花秀男君）

最近でもそういう例がございまして、基本的には消防水利の基準というものがございます。それで、毎分１立方メートル以上で40分以上給水活動ができるものということで、防火水槽というのは40立方メートルという形でつくっています。実際の火災で40立方メートルなくなるのに40分ぐらいでなくなっちゃうということで、ただ、車両が多くなってくれば、もっと早くなくなる可能性もあります。

ですから、消防団の方にお願いをして、ちょっと遠いところの消火栓からホースを伸ばしていただいて、その防火水槽に補水をしていただくとか。あとは、自分たちはポンプ車も出ますから、別な車両は消火栓について、防火水槽以外のところからの水利から火災を消すというような、その１か所だけに頼らない消防活動を行いますので、その辺はご安心いただいて大丈夫かと思います。

○小座野定信委員

私のうちの周りのことしか私も気をつけて見ていないんですけれども、正直言って、ここにも消防団員の櫻井繁行委員もいますけれども、うちの周りの防火水槽というのは補水ができない、防火水槽があるだけで、あとは結構距離が離れているんだよね。だから、そういった場合、どこから水を持ってくるかということも首をかしげちゃうんですけれども、そういう補水ができないような防火水槽に対して、今からでも補水ができるように改造といいますか改築といいますか、そういったことをしなくてはいけないという場所はないんですか。

○消防本部次長（立花秀男君）

難しい問題等あるかと思うんですが、基本的に防火水槽と消火栓につきましては、消防本部の職員が１か所につき３か月に一回ぐらいの割合で､年間通して全部チェックできるように確認をしております。漏水をしているとか防火水槽の水がないという場合には、関係課のほうに連絡をして、消火栓であればそれを直していただいたりとか、防火水槽が漏水しているということであれば、様子を見て対処するような形を行っております。

また、草がぼうぼうになってしまって消防車がつけない場合もありますので、その辺についても草を刈ったりとか、消防団にお願いをして適切に対応してもらうような形を取っております。

防火水槽につきましては、最近やはり太陽光が大分広まってきまして、今まで農地だったものが太陽光をつけるのに邪魔になるんだということで防火水槽の撤去をしていただけないかとか、そういったところの要望が出てきていますので、消防としても重く受け止めて、その辺については地権者の方としっかり相談をさせていただいて、防火水槽を壊さないで何とかやっていただけないですかというようなご相談はさせていただいているところであります。

○小座野定信委員

私の質問と今の答弁と全くかみ合っていないんですけれども、私が聞いているのは。だから、補修ができない防火水槽に対して、そこにすぐに補水ができるような防火水槽に直すことはできるんですかということを伺っています。

○消防本部次長（立花秀男君）

今の防火水槽につきましては、基本的に二次製品といいまして、工場でつくったものを持ってきて、設置するような形になっていまして、多分それに補水栓をつけてやるという工事はなかなか難しいかなというところがあるかと思います。大分工事費もかかってしまうのではないかというところを考えますと、ちょっと難しいかと思っています。

○小座野定信委員

やっぱり安心安全、税金を各家庭、各個人からも当然もらって安心安全を買っているつもりで市民はいるわけです。そういう中で、補水もできない、まして隣の防火水槽がどこにあるかも分からない、ポンプ車が来て水道の本管にポンプ車を接続して放水ができないというふうな、正直言って不安があるんですよね。そういったことを果たして消防署が改造が難しい、お金がかかるからと言って目をつぶっていていいのかなというふうな疑問が残りますけれども、どうお考えですか。

○櫻井健一委員長

そろそろ議案と離れていますので、議案審査の質問ですので、いかがいたしましょう。答えていただいてよろしいですか。

○消防本部次長（立花秀男君）

今の防火水槽の設置要綱では、補水栓というものが設けられておりませんので、小座野委員のご意見がございましたから、今後その辺も踏まえて新しい防火水槽をつくる際に、その辺の指導ができるかどうか、その辺も考慮しながら検討していきたいと思います。

○設楽健夫委員

補正予算の中の資材費と労務費、高騰したパーセンテージをちょっと教えていただけますか。どのぐらい上がったのか。

○消防総務課企画監（磯山健史君）

今回の工事費の補正について、大きなものとして資材の高騰と労務環境の変化というものがございます。ちょっとそちらについて説明をさせていただきます。

建設に係る資材高騰の要因につきましては、世界的な原材料や原油エネルギー不足等による価格の高騰、円安の影響などが複合的に影響していると考えております。

また､ホルムズ海峡の封鎖に伴う影響やナフサショックなどの問題はすぐに解決しない問題であって、現在建設業界においても、将来的なリスク等も考慮し、価格を据え置く傾向が生じている状況でございます。

建設工事費につきましては、工種も多様であり、工事の種類によって様々な影響を受けることとなっております。今回の消防庁舎整備事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、全体工事としましては約15.8％の増額となっております。ただ、直接仮設費、内装の改修費、鉄筋、型枠、電灯設備などは今回大きく影響を受けておりまして、これらの項目は当初の予算に比べ、価格の上昇が約20％を超えているような状況でございます。

また、労務環境の変化としましては、労務単価、人件費については、茨城県の工事単価、県単のほうを確認したところ、予算入力時、こちらは令和７年11月と現在の令和８年７月、こちらの改定版の比較では、平均で約５％から７％程度上昇しているような状況でございます。

また、令和８年は一般管理費の算定式の改定もございました。一般管理費とは、会社そのものを維持、運営するための必要な費用でありまして、工事費の積算においては、最終的に全て積み上げた工事価格に対して率を計上することとなることから、価格に大きく影響し、当初の設計額と比較して西署で約29％、東署で約25％程度、一般管理費だけでも増額というふうになっている状況でございます。

以上です。

○櫻井健一委員長

ほかに質問はございませんか。

○久松公生委員

最後に１つだけお聞きします。

常備消防費の説明の中で、消防予備費で221万4000円、ドローンという話で、たしか林野火災がどうのこうのという話があったんですけれども、このドローンはどういったタイプのドローンなんでしょうか。お伺いします。

○警防課長（佐藤伸昭君）

ドローンの機能でよろしいでしょうか。ドローンにつきましては、消防で使うドローンで必要な、熱源が分かるような機能がついていたり、あとはズーム機能、さらに遠隔で例えば霞ヶ浦上で使っていたときの映像を遠隔の通信指令室で見れるような映像、そういったものの機能をつけ加えたドローンとなっております。

○久松公生委員

分かりました。

よく分からないんですが、ドローンを扱う際には多分資格といいますかそういったものが必要かと思うんですが、現在の消防職員のほうでそういった資格を持っている人は何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○警防課長（佐藤伸昭君）

資格に関しましては、現在消防職員の中にドローンを取り扱えるような資格を取っている者はおりません。ドローンに対してこういった資格がないと操縦ができないといったような法律で定められたものはなくて、現在環境防災課で持っているドローンを火災原因調査で使わせてもらったりとかはしているんですが、今回のドローン購入に当たりまして、仕様書のほうにも取扱いの説明を盛り込んだ仕様書で今後は取り組んで実施していく予定でございます。

なお、来年度に関しましては、国家資格に当たりますドローンの資格等もありますので、そちらのほうも職員に随時取っていただきまして、より安全に活用できるように考えております。

○久松公生委員

資格がなくても使えるというようなお話でした。しかしながら、ある程度、資格を取るための安全装置とかそういった面でも、やはりそういったものを取っている職員のほうが何かの被害のときにも対応できますし、後で、なぜそういう資格が取れるのに取らなかったという話もあると思いますので、今後先ほど言ったように、国家試験等を見据えて、これがどんどん企業の、どのようなタイプとかいうのも出てくると思いますので。そういうような、十分に必要以上に留意をして、１分１秒でも早い消火、そういった対応をしていただきたいと思いますので、仕様書に今回はなくても使えるという話でしたが。今後はそういった資格も取っていただいている職員が増えるようにしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○警防課長（佐藤伸昭君）

ご指摘のとおり、万全を期した状態で活用できるように、早く資格者とかの職員のほうを育成しまして、活用していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○櫻井健一委員長

ほかに質問等ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって議案第53号　令和８年度かすみがうら市一般会計補正予算（第２号）についての質疑が全て終結いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

ここで執行部の方には退席をお願いいたします。

暫時休憩します。　　［午後　４時２７分］

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。　［午後　４時２８分］

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、それにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井健一委員長

異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもって令和８年第３回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉　会　　午後　４時２８分

かすみがうら市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和８年第３回定例会議案審査特別委員会

委員長　　櫻　井　健　一